

東京都女性相談支援センター一会計年度任用職員（利用者支援員）募集要項

項 目	内 容
職名・募集人数	女性相談支援センター利用者支援員 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
職務内容	利用者支援における補助業務 (1) 室内環境整備、清掃 (2) 倉庫整理、日用品・衣類在庫管理・補修 (3) 日常生活における利用者支援の補助、事務補助等
応募要件・求められる能力	女性福祉に理解と関心があり、次の(1)から(3)までの要件を満たす方 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者 (2) Excel、Word等を使ったデータ入力・資料作成・整理、電子メールの操作等、基本的なパソコンの操作能力を有し、迅速に業務を遂行できること (3) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月16日(土日祝日を除く)
勤務時間	原則として、午前9時から午後5時45分まで(7時間45分)(B勤) 必要に応じ、勤務時間の変更を命ずる場合あり
休憩時間	原則として正午から午後1時まで 必要に応じ、休憩時間の変更を命ずる場合あり
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 208,100円 通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月) ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

	※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に参加 (要件を満たした場合)
応募方法等	<p>応募方法</p> <p>次の(1)を(2)の宛先へ提出。原則として郵送による。持参の場合は、(2)の宛先へ直接持込み。 なお、提出された申込書類は、返却しない。</p> <p>(1) 申込書 「東京都会計年度任用職員申込書」の所定用紙を使用 (正面顔写真貼付のこと)</p> <p>(2) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当 ※封筒に赤字で「女性相談支援センター利用者支援員申込」と明記</p> <p>(3) 提出期限 令和8年3月5日(木曜日)午後4時必着(郵送・持込みいずれの場合も)</p>
選考方法	<p>(1) 第一次採用選考 申込書による書類審査</p> <p>(2) 第二次採用選考 第一次採用選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接</p> <p>ア 面接選考予定日 令和8年3月中旬(予定)</p> <p>イ 面接選考会場等 選考会場等の詳細については、第一次採用選考合格者に対し別途通知します。また、電話又は電子メールにより連絡することがあります。</p> <p>(3) 合格者の決定通知送付予定日 合否にかかわらず、申込者全員に郵送で通知</p> <p>ア 第一次採用選考合格者 令和8年3月10日(火曜日)発送(予定)</p> <p>イ 第二次採用選考合格者 令和8年3月中旬～下旬発送(予定)</p> <p>なお、選考経過及び結果に関する問合せについては、一切応じられません。</p>
問合せ	東京都女性相談支援センター 管理担当 電話 03-5261-3912(直通)

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。